

## 肥料標準物質 Q&A

Q1. 肥料認証標準物質から肥料標準物質になることで、何が変わるのでしょうか。

A1. 内容物は同じものであり、変わらず内部品質管理にご利用いただけます。

今回の変更に伴い、主に以下2点を変更します。

1. 「認証書」を「標準物質情報シート」へ変更
2. 「有効期限」(年月)を「有効期間」(出荷から2年間)へ変更

未開封かつ提示する保存条件のもとで保存された場合に有効な期間であることに変更はありません。

Q2. 同じものなのに、なぜ「肥料標準物質」に名称を変えるのですか。

A2. 公定法である肥料等試験法により認証値を決定することにより、計量計測トレーサビリティを確保しておりますが、「肥料認証標準物質」の名称は国際単位 (SI 単位) にトレーサブルであると誤認される可能性があるため、「認証」の字句を削除しました。

Q3. 2026年4月1日より前に購入した肥料認証標準物質も、2026年4月1日から肥料標準物質になるのでしょうか。

A3. 2026年4月1日より前に購入された肥料認証標準物質について、名称の変更はありません。ただし、当認証標準物質はISO 17034<sup>\*</sup>の認証を受けていない、自己適合宣言による認証標準物質であることをご注意ください。

<sup>\*</sup> ISO 17034 標準物質生産者の能力に関する一般要求事項

Q4. 有効期限を過ぎた肥料認証標準物質は、使用できないのでしょうか。

A4. 「有効期限」から「有効期間」への変更は、2026年4月1日より前に購入された肥料認証標準物質についても同様にお考えください。本物質が未開封で提示する保存条件のもとで保存された場合、本認証書は出荷日から2年間有効です。開封後は取り扱われる各試験室の要素が寄与するため、開封後の保証はいたしかねます。お早めにお使いください。

上記以外のお問い合わせは、肥料鑑定課 (電話: 050-3797-1856) にご相談ください。